

平田仁子と読み解く、 パリ協定後の気候変動対策



第2回

パリ協定は2016年中に発効する!?

認定NPO法人 気候ネットワーク 理事 平田 仁子

今回は、5月に開催された二つの国際会議をクローズアップし、パリ協定の発効時期を占ってみたいと思います。二つの会議とは、パリ協定後に新しく立ち上がった交渉会議「パリ協定特別作業部会」と、伊勢志摩で開かれたG7サミットです。

パリ協定の詳細ルールの交渉の 滑り出しは?

5月16日～26日、ドイツのボンで、パリ協定の下に新たに設置されたパリ協定特別作業部会第1回会合 (APA1) が開催されました。APAの役割は、パリ協定が発効した後に開かれる最初の締約国会議 (CMA1) までに、パリ協定の詳細ルールを決定することです。パリ協定の下では、各国が、気温上昇を1.5°Cないし2°Cに抑えるグローバルな目標に向かって、自国の目標や行動を書き込んだ国別約束 (Nationally Determined Contribution) を提出し、国際的に進捗を評価し合いながら、それを5年毎に引き上げていくことになります。この仕組みでは、長期目標と照らして目標や行動が十分かをチェックする機能が決定的に重要です。そのため、評価しやすい情報の提供方法や透明性の確保、評価や対話の機会の持ち方などについて、共通ルールをつくっておかなければならないのです。APA1では、決定すべき内容ごとに、各国の意見提出のスケジュールなどを決め、交渉は遅いけれども滑り出しました。



G7伊勢志摩サミットの国際メディアセンター

APA1で注目されたのは、詳細ルールを決める前にパリ協定が発効したらどうする? という議論が行われたことです。特に、28カ国全体としての批准に時間がかかるEUは、ルールを正式決定する際にまだ締約国になっていない可能性があり、決定権を持ってないことを懸念しています。この問題の対処方法として、発効後のCMAをルールができるまで延期する案などが浮上しています。

G7伊勢志摩サミットでの 気候変動・エネルギー

APA1とほぼ同時期の5月26～27日に開催されたG7伊勢志摩サミットは、世界経済やオバマ米大統領の広島訪問といった話題に注目が集まり、議題の一つであった気候変動・エネルギーには、ほとんど関心が向けられませんでした。しかし首脳宣言には三つの重要な合意が含まれていました。

第1に、G7はパリ協定の早期の批准にコ

ミットし2016年中の発効をめざすこと、第2に、低炭素排出長期戦略の策定を2020年より十分先立って策定すること、そして第3に、非効率な化石燃料補助金を2025年までに撤廃すること、です。

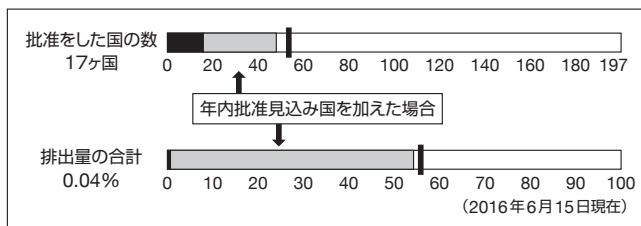
発効が2016年となれば、APAのルールづくりをもっと急ぎ、交渉を加速させなければなりません。また、G7諸国は、年内発効の実現に向けて自らの早期批准を約束したことになりますので、批准手続きを年内に終えなければなりません。また、パリ協定に基づく長期戦略の前倒しの策定への合意は、2030年目標だけでなく2050年の長期目標に向かって方針やロードマップをつくる作業を急いで始めることを意味します。これは日本にとっては大きな宿題です。さらに、化石燃料補助金の撤廃については、今回初めて2025年と時期が明記されました。「非効率な」とあるので完全撤廃ではありませんが、化石燃料への直接的な補助金のみならず、さまざまな投資や支援などに対する補助金撤廃への要請は厳しくなっていくことでしょう。このようにG7伊勢志摩サミットは、小さいながらもパリ協定下の各国の行動を加速させる合意を含んでいたのです。

パリ協定は2016年中に発効する？

パリ協定では、「55カ国以上の国の締結」と「締結した国の温室効果ガス排出量が55%以上なること」の両方を満たすことを発効の要件にしています。要件を満たした30日後に発効するので、年内に発効するためには、11月末には要件を満たさなくてはならず、あと4カ月足らずと時間がありません。現時点(2016年6月15日)では17カ国が批准していますが、小さな島国が中心で排出量はまだ0.04%に止まります(図参照)。

果たして、パリ協定は年内に発効できるのでしょうか。可能性のある国を積み上げ

●パリ協定の批准状況(年内批准見込み国にはインド・日本を含みます)(筆者作成)



てみましょう。まず2大排出国のアメリカと中国は、4月22日のニューヨークでのパリ協定の署名式の閣僚級演説で年内の批准を名言しています。両国とも9月のG20前後ではないかとささやかれています。米中が批准すれば、要件に大きく近づくだけではなく、政治的モメンタムが高まり、他国の批准も後押しすることでしょう。Climate Analyticsの分析(*)によれば、48カ国、53.28%の排出量に届く国々の年内批准が確実視されています(図参照)。

しかしまだ7カ国、1.72%不足しています。国の数はすぐに達成できそうなのですが、もう少し排出量の多い国の批准が必要です。ハンガリーとフランスは国内の批准承認手続きを終えています。EUとしての批准となるので当面加算されません。

実はこの積み上げには日本とインドは含まれていません。インドは、6月の米印首脳会談で年内批准をめざす合意をしていますから、含めればすぐに55%に届きます。また日本は、来年の通常国会で批准手続きをする予定でしたが、G7合意で前倒しの必要性が出てきたため、1年時計を早めて、今秋の臨時国会で承認を得て批准する検討を始めました。インドの前に日本が批准すれば、それだけで55%枠を超え、発効という運びになる可能性があります。

つまり、インドか日本の批准で、年内発効が実現する目算が立つわけです。インドが先か日本が先か？ 日本抜きでの発効は寂しい限りですから、日本の批准でパリ協定発効！と、ぜひ脚光を浴びて欲しいですね！

*) Climate Analytics, Paris Agreement Ratification Tracker. <http://climateanalytics.org/hot-topics/ratification-tracker.html>